

申請者様

令和2年4月9日  
株式会社 ぎふ建築住宅センター

### 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う完了検査等の取扱いについて

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、建材・設備の部品の供給が滞っていることから、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が生じております。

このような事態を受けまして、国土交通省及び住宅金融支援機構の通知等に基づき、住宅の建築工事における完了検査等について、当センターの取扱いを下記の通り定めましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、住宅以外の用途につきましては、個別に窓口へご相談ください。

### 記

#### 1、対象となる建材・設備について

- ・トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品(以下「トイレ等」という。)が未設置のもの

#### 2、建築基準法の完了検査について

- ・トイレ等が未設置の状態検査済証の交付を希望される場合は、完了検査申請にあたって、完了検査申請書第三面【10.確認以降の軽微な変更の概要】欄にその旨を記載のうえご申請いただきますようお願いいたします。

記載内容を確認し検査を実施させていただいた後、変更後の計画に対して検査済証を交付させていただきます。

※【10.確認以降の軽微な変更の概要】欄の記載例

「納期遅延により○○○○が未設置であるが、納品され次第設置する。」等

- ・軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更確認が必要となりますので、あらかじめ時間に余裕をもってお手続きをお願いします。

#### 3、適合証明業務（フラット35）の竣工現場検査について

- ・融資利用者の同意があれば、トイレ等が未設置の状態検査を実施させていただき、トイレ等設置以外の技術基準適合が確認できましたら適合証明書を交付させていただきます。
- ・特例措置を受ける場合は、住宅金融支援機構の定める「トイレ等の未設置状態におけ

る適合証明書交付に関する申出書」及び契約書写し等を申請書に添付してご提出ください。

※申出書等のダウンロードは下記より行ってください。

[https://www.flat35.com/business/download/shinchiku\\_kodate\\_index.html#sankou](https://www.flat35.com/business/download/shinchiku_kodate_index.html#sankou)

※ 融資利用者が未定の場合（建売住宅の場合）は、特例措置は適用されませんのでご了承ください。

#### 4、建設住宅性能評価の竣工時の検査について

- ・トイレ等の部品が未設置の状態ですぐに工事を完了させ、完了検査の申請がされた場合については、検査は速やかに実施しますが、評価書等の発行は、トイレ等の施工完了を写真等で確認した後となりますので、ご了承ください。

ご不明な点につきましては、各審査窓口にご相談ください。

以上